

通知でわかる
消防用設備の設置免除・緩和措置
—消防法施行令第32条の特例—

掲載内容

序章 一般的事項

- ① 消防用設備等に係る技術基準の体系
 - 消防用設備等設置基準早見表
- ② 令32条特例とは
- ③ 令32条特例の適用申請手続

第1章 消火設備

- ① 消火器具
 - 消火器具設置基準(令10条1項)
 - 消火器具技術基準(令10条2項)
- ② 屋内消火栓設備
 - 屋内消火栓設備設置基準(令11条1項)
 - 延べ面積・床面積の倍読み規定関係(令11条2項)
 - 屋内消火栓設備技術基準(令11条3項)
 - 他消火設備による有効範囲内の部分の設置省略(令11条4項)
- ③ スプリンクラー設備
 - スプリンクラー設備設置基準(令12条1項)
 - スプリンクラー設備技術基準(令12条2項)
- ④ 水噴霧消火設備等
 - 水噴霧消火設備等設置基準(令13条1項)
 - 水噴霧消火設備技術基準(令14条)
 - 泡消火設備技術基準(令15条)
 - 不活性ガス消火設備技術基準(令16条)
 - ハロゲン化物消火設備技術基準(令17条)
 - 粉末消火設備技術基準(令18条)
- ⑤ 屋外消火栓設備
 - 屋外消火栓設備設置基準(令19条1項)
 - 同一敷地内の建築物を一の建築物とみなす基準(令19条2項)
 - 屋外消火栓設備技術基準(令19条3項)
- ⑥ 動力消防ポンプ設備
 - 動力消防ポンプ設備技術基準(令20条4項)

第2章 警報設備

- ① 自動火災報知設備
 - 自動火災報知設備設置基準(令21条1項)
 - 自動火災報知設備技術基準(令21条2項)
- ② ガス漏れ火災警報設備
 - ガス漏れ火災警報設備設置基準(令21条の2第1項)
 - ガス漏れ火災警報設備技術基準(令21条の2第2項)
- ③ 漏電火災警報器
 - 漏電火災警報器設置基準(令22条1項)

- 漏電火災警報器技術基準(令22条2項)
- ④ 消防機関へ通報する火災報知設備
 - 消防機関へ通報する火災報知設備設置基準(令23条1項)
 - 消防機関へ通報する火災報知設備技術基準(令23条2項)
- ⑤ 非常警報器具・非常警報設備
 - 非常警報器具・非常警報設備設置基準(令24条1項から3項)
 - 非常警報器具・非常警報設備技術基準(令24条4項)

第3章 避難設備

- ① 避難器具
 - 避難器具設置基準(令25条1項)
 - 避難器具技術基準(令25条2項)
- ② 誘導灯・誘導標識
 - 誘導灯・誘導標識設置基準(令26条1項)
 - 誘導灯・誘導標識技術基準(令26条2項)

第4章 消防用水・消火活動上必要な施設

- ① 消防用水
 - 消防用水設備基準(令27条1項)
 - 消防用水技術基準(令27条2項)
- ② 排煙設備
 - 排煙設備設置基準(令28条1項)
 - 排煙設備技術基準(令28条2項)
- ③ 連結散水設備
 - 連結散水設備設置基準(令28条の2第1項)
 - 連結散水設備技術基準(令28条の2第2項)
- ④ 連結送水管
 - 連結送水管設置基準(令29条1項)
 - 連結送水管技術基準(令29条2項)
- ⑤ 非常コンセント設備
 - 非常コンセント設備技術基準(令29条の2第2項)
- ⑥ 無線通信補助設備
 - 無線通信補助設備技術基準(令29条の3第2項)
- ⑦ 総合操作盤
 - 総合操作盤技術基準

第5章 防火対象物に係る特例

通知年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。



通知でわかる 消防用設備の 設置免除・緩和措置

—消防法施行令第32条の特例—

編集 消防設備設置基準研究会

多数の通知・行政実例を収録!

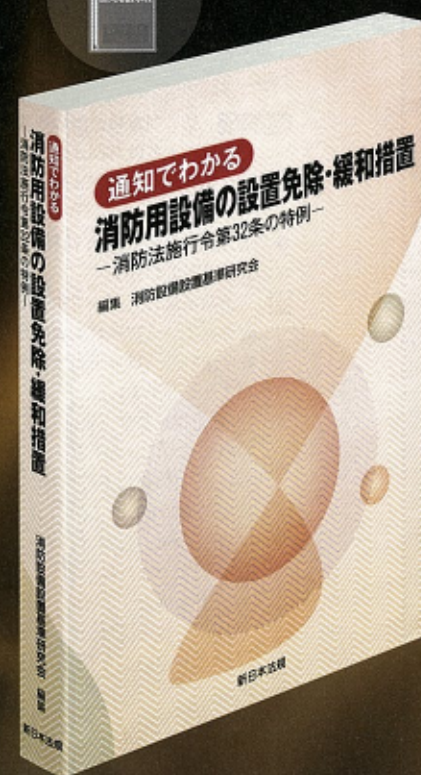
消防法施行令第32条に基づく消防用設備等の設置の免除・緩和等の特例に関する通知・行政実例を多数収録しています。

適用要件が探しやすい!

通知・行政実例を消防用設備別に分類・整理して掲載しているので、参考となる適用要件をすぐに見つけることができます。

要点がわかる!

特例の解釈や適用のポイント等をわかりやすく解説する **memo** を随所に掲載しています。



【令32条特例】の適用要件がわかる!!

B5判・総頁542頁
本体価格4,900円+税 送料実費

webショップ
新日本法規Webで検索

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も
発売!!

〈電子版〉本体価格 4,000円+税

新日本法規出版株式会社

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目4番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2018.10)51000341

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

内容見本

(B5判縮小)

◆投てき用消火弾等の設置による簡易消火用具の代替

(昭51・3・26消防安49、昭51・6・24消防予19、昭54・12・28消防予258、昭57・11・13消防予229、昭57・11・13消防予230、昭57・12・6消防予249、昭59・1・17消防予5)

memo 投てき用消火弾等については、過去において多数質疑応答が示され、水バケツとの消火能力が評価され、令32条の特例を適用し簡易消火用具に代えて設置することが認められているものがあります。

消火器具は、消火器及び簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩）であり、いずれも、人が直接操作することにより、消火に用いられるものです。これらは、消火剤に期待される消火効果により、所用の能力単位が定められています。実例では、投てき用消火弾等の消火能力を考慮し、簡易消火用具の代替として認められているものですが、安全にかつ確実に消火することのできるものとしては、消火器が最も適しています。

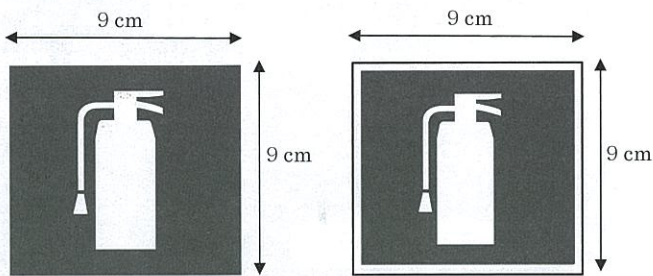
なお、投てき用消火弾等については、現在、個別に性能評価等が行われ、その評価により簡易消火用具として、代替が認められるものがあります。

(消火器具の設置場所の標識(規則9条4項))

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について【消火器のピクトグラムを設置した場合の標識について】

問3 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第32条の規定を適用し、日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。)Z8210に定める消火器のピクトグラム(下図参照)を設けることにより、規則第9条第4号に規定する標識を設けないこととして良いか。なお、当該ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とする。

(例)



答 差し支えない。なお、に掲げる該ピク

memo 消火器を設置した場合の標識は、「消火器」とされていますが、この標識に替えて消火器がイメージできるピクトグラムを設けることを認めたものです。特に、外国人来訪者が利用する劇場、ホテルや交通機関の駅、空港のビル等には、積極的に設置するとされています。

(型式失効した消火器(法21条の5第2項、令30条))

◆型式承認の失効に伴う消火器の取扱いについて〔解釈〕

消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第21条の5第1項の規定及び消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第111号。以下「改正規格省令」という。)附則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり平成23年12月7日総務省告示第503号が告示され、平成24年1月1日をもって、該当する消火器の型式承認の効力が失われることとなりました。

このことに伴い、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対し、下記について速やかに周知していただきますようお願いいたします。

スプリンクラー設備設置基準(令12条1項)

スプリンクラー設備は、防火対象物又はその部分の用途、規模(延べ面積、床面積など)、構造等に応じて、設置が義務付けられています。当該防火対象物又はその部分の用途、規模、構造等によって、火災の発生や延焼拡大の危険性が極めて少ないなどと認められる場合には、スプリンクラー設備の設置が免除されるものがあります。

ここでは、防火対象物又はその部分の用途等に着目した、令32条の特例に関する通知を紹介します。

(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)

◆消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について【階数が11以上の特定防火対象物における令12条1項2号の適用について】

問 地階を除く階数が11以上の特定防火対象物で、11階以上が空室の場合、又は中間階が、空室の場合、令12条第1項第2号が適用されるか。又第9号はどうか。

答 中間階が空室の場合は、令12条第1項第2号及び第9号の規定が適用される。なお、この場合空室部分の実状に応じて令第32条の規定を適用し、設備の設置の緩和を行うことはさしつかえない。また、11階以上のすべての階が空室の場合、当該空室部分において、構造及び設備の管理上等出火危険及び延焼の危険がまったくない状態にされている場合においては、令第32条の規定を適用し、令第12条第1項第2号及び第9号の規定を適用しないものとして取り扱ってさしつかえない。

(昭53・2・21消防予32)

memo 防火対象物の階のうち、当該階のすべてが空き室であり、かつ、構造及び設備の管理上等出火危険及び延焼の危険がまったくない状態と認められる場合には、当該部分にスプリンクラー設備の設置を要しないとしたものです。

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について【スプリンクラー設備の特例 延べ面積275㎡以下の特例】

問1 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第12条の2第3項本文に規定されている防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第12条の2第3項本文に規定されていることとしてよいか。

- 1 特定住戸部分(規則第12条の2第1項第1号の用途に供する部分)のすべてに該当する(1) 規則第12条の2第1項第1号の用途に供する部分の面積が275㎡以下であること。(2) 3以下の階に存在すること。(3) 全ての居室(その面積が180㎡以上の居室を除く)に、居室から出火しても、入居者居室から防火設備であるものを除く。)に面する通路を通過する開口部を有すること。

(ア) 避難階にあっては規則第12条の2第2項第1号の用途に供する部分の面積が275㎡以下であること。

(イ) 避難階以外の階にあっては同号ニに規定する部分の面積が275㎡以下であること。

(ロ) 居室から出火しても、入居者居室から防火設備であるものを除く。)に面する通路を通過する開口部を有すること。

(ハ) 地上又は一時避難場所(規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすも階以外の階における一時避難場所への避難経路は、当該階の一時避難場所から当該階の一時避難場所へを有すること。

(ニ) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出までの構造のものであること。

(ヘ) 地上に直接出ることができる開口部及び一時避難場所を有する空地等に面すること。

(ホ) 内装は、規則第12条の2第3項第4号の規定の例示に示す構造のものであること。

(ヘ) 特定住戸部分が、次の要件のすべてに該当する場合(1) 上記1の(1)、(2)、(3)ア、(4)及び(5)を満たすこと。

(2) 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区分すること。

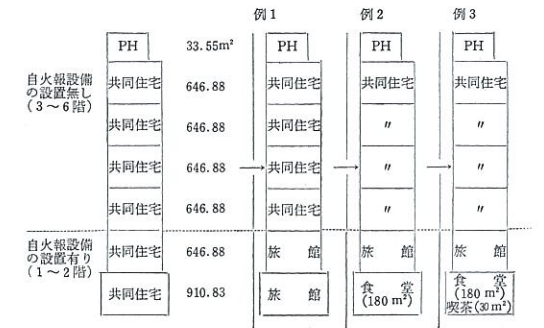
(3) 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすも階以外の階における一時避難場所への避難経路は、当該階の一時避難場所から当該階の一時避難場所へを有すること。

(4) 入居者等の避難に要する時間の算定方法を規定する省令(平成29年消防令第111号。以下「4号告示」という。)により算定した時間が、消防庁長官が定める時間を超えないこと。この場合、当該告示第2号の「屋外」とあるのは、「屋外又は一時避難場所」と読み替えること。

差し支えない。

通知でわかる
消防用設備の設置免除・緩和措置
—消防法施行令第32条の特例—

A (現在の共同住宅)



答 設問の防火対象物は消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(16)項に掲げる防火対象物に該当し例1、2及び3のいずれの場合にも自動火災報知設備の設置が必要である。(令第34条第2号)

(昭50・4・15消防安43)

◆消防用設備等に係る執務資料の送付について【住宅用途の部分における自動火災報知設備の設置の省略】

問1 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物(同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(5)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分を含む。以下同じ。)(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものに限る。)の一部の住戸を同表(5)項並びに(6)項及びハ(規則第13条第1項第1号に規定する(6)項及びハをいう。以下同じ。)に掲げるいずれかの用途として使用することにより、同表(16)項に掲げる防火対象物となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすもの同表(5)項の用途部分については、令第32条の規定を適用し、規則第23条第5項第6号の規定によらないこととしてよいか。

1 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分に避難経路図を設けること。

2 令別表第1(5)項並びに(6)項及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分内の廊下、階段その他の通路(就寝室(宿泊者又は入居者の就寝の用に供する居室をいう。以下同じ。))からの避難経路に限る。以下「廊下等」という。)に非常用の照明装置を設置し、又は、各就寝室に常時容易に使用可能な携帯用照明器具(以下「携帯用照明器具」という。)を設けること。

答 差し支えない。

(平30・3・15消防予83)

memo マンション等が民泊に使用される場合、もっぱら住宅の用に供される部分については、一部感知器等の設置を要しないとされています。

(平29・11・20消防予355)

(ア) 避難階にあっては規則第12条の2第2項第1号の用途に供する部分の面積が275㎡以下であること。

(イ) 避難階以外の階にあっては同号ニに規定する部分の面積が275㎡以下であること。

(ロ) 居室から出火しても、入居者居室から防火設備であるものを除く。)に面する通路を通過する開口部を有すること。

(ハ) 地上又は一時避難場所(規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすも階以外の階における一時避難場所への避難経路は、当該階の一時避難場所から当該階の一時避難場所へを有すること。

(ニ) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出までの構造のものであること。

(ヘ) 地上に直接出ることができる開口部及び一時避難場所を有する空地等に面すること。

(ホ) 内装は、規則第12条の2第3項第4号の規定の例示に示す構造のものであること。

(ヘ) 特定住戸部分が、次の要件のすべてに該当する場合(1) 上記1の(1)、(2)、(3)ア、(4)及び(5)を満たすこと。

(2) 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区分すること。

(3) 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすも階以外の階における一時避難場所への避難経路は、当該階の一時避難場所から当該階の一時避難場所へを有すること。

(4) 入居者等の避難に要する時間の算定方法を規定する省令(平成29年消防令第111号。以下「4号告示」という。)により算定した時間が、消防庁長官が定める時間を超えないこと。この場合、当該告示第2号の「屋外」とあるのは、「屋外又は一時避難場所」と読み替えること。

差し支えない。

memo 特定複合用途防火対象物のうち、規則12条の2第3項に係る規定の特例として示されたものです。